



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年3月27日金曜日 第91号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則..... ( 税務課 ) ... 189

## 告 示

医療機関の指定..... ( 保健福祉課 ) ... 192

医療機関の変更..... ( " ) ... 192

指定医療機関の廃止..... ( " ) ... 192

介護機関（居宅介護事業者）の指定..... ( " ) ... 192

指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出..... ( " ) ... 192

指定介護機関（介護予防事業者）の廃止の届出..... ( " ) ... 192

救急病院の協力申出..... ( 医療対策課 ) ... 193

愛媛県環境影響評価技術指針の一部改正..... ( 環境政策課 ) ... 193

地籍調査の成果の認証..... ( 農政課 ) ... 223

県営土地改良事業の事業計画書の縦覧（2件）..... ( 農地整備課 ) ... 223

農用地利用配分計画の認可..... ( 農政課農地・担い手対策室 ) ... 223

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知..... ( 森林整備課 ) ... 223

海岸保全区域の指定の一部改正..... ( 漁港課 ) ... 224

津波災害警戒区域の指定..... ( 土木管理課 ) ... 224

海岸保全区域の指定..... ( 港湾海岸課 ) ... 225

愛媛県管理港湾区域の指定の一部改正..... ( " ) ... 225

土地改良区の定款変更の認可..... ( 東予地方局農村整備課 ) ... 225

建設業者の許可の取消し..... ( 東予地方局管理課 ) ... 225

道路の区域変更（県道上猿田三島線）..... ( 東予地方局四国中央土木事務所 ) ... 226

道路の区域変更（県道弓削島循環線）..... ( 東予地方局今治土木事務所 ) ... 226

道路の供用開始（県道今治波方港線）..... ( " ) ... 226

道路の区域変更（県道松山北条線外）..... ( 中予地方局管理課 ) ... 227

土地改良区役員の就退任の届出..... ( 南予地方局農村整備課 ) ... 227

土地改良区の定款変更の認可..... ( " ) ... 227

道路の区域変更（県道西谷吉田線）..... ( 南予地方局管理課 ) ... 227

道路の供用開始（ " ）..... ( " ) ... 227

## 公 告

愛媛県総務系事務の処理に係る労働者派遣及びコンサルティング業務の委託..... ( 行革分権課 ) ... 228

二級建築士試験及び木造建築士試験の施行の一部変更..... ( 建築住宅課 ) ... 229

愛媛県警察インターネットシステムの借入れ..... ( 警察本部会計課 ) ... 229

## 公安委員会規則

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則..... ( 警察本部警務課 ) ... 230

## 選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出..... ( 選挙管理委員会 ) ... 233

政治団体の届出事項の異動の届出..... ( " ) ... 233

政治団体の解散の届出..... ( " ) ... 235

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 規 則

### ○愛媛県規則第10号

愛媛県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則**

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>（書類の様式）</p> <p><b>第1条</b> 県の徴収金の賦課徴収について、次の左欄に掲げる書類の様式は、それぞれ右欄に掲げるところによるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">書類の種類</th> <th style="text-align: center;">様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(9) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(10) 県税並びに特別法人事業税及び地方法人特別税に係る更正又は決定及び加算金額の決定の通知書並びに納額告知書</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>(11)～(16) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	書類の種類	様式	(1)～(9) 省略		(10) 県税並びに特別法人事業税及び地方法人特別税に係る更正又は決定及び加算金額の決定の通知書並びに納額告知書	省略	(11)～(16) 省略		<p>（書類の様式）</p> <p><b>第1条</b> 県の徴収金の賦課徴収について、次の左欄に掲げる書類の様式は、それぞれ右欄に掲げるところによるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">書類の種類</th> <th style="text-align: center;">様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(9) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(10) 県税_____及び地方法人特別税に係る更正又は決定及び加算金額の決定の通知書並びに納額告知書</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>(11)～(16) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	書類の種類	様式	(1)～(9) 省略		(10) 県税_____及び地方法人特別税に係る更正又は決定及び加算金額の決定の通知書並びに納額告知書	省略	(11)～(16) 省略	
書類の種類	様式																
(1)～(9) 省略																	
(10) 県税並びに特別法人事業税及び地方法人特別税に係る更正又は決定及び加算金額の決定の通知書並びに納額告知書	省略																
(11)～(16) 省略																	
書類の種類	様式																
(1)～(9) 省略																	
(10) 県税_____及び地方法人特別税に係る更正又は決定及び加算金額の決定の通知書並びに納額告知書	省略																
(11)～(16) 省略																	

第10号様式1（表）を次のように改める。

第10号様式1 通知書兼不足税額等納額告知書

(表)

事業年度又は 連結事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	
法定申告 納期限	年 月 日	延長申告 納期限 年 月 日
申 告 日	年 月 日確定・年 月 日修正	
法人税処 理年月日	年 月 日	更正 決定 修正 確定

所在地  
様  
年 月 日  
愛媛県 地方局長 印

事業税、県民税及び特別法人事業税（地方法人特別税）について課税標準額等を次のとおり更正・決定しましたから通知します。

不足税額及び加算金額に延滞金を加算して納付してください。なお、事業税及び特別法人事業税（地方法人特別税）に係る延滞金の計算については、事業税及び特別法人事業税（地方法人特別税）の合算額によって行ってください。また、延滞金は、不足税額が2,000円以上であるものについて、法定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）に対し、当該不足税額に年14.6パーセントの割合（法定納期限の翌日から当該不足税額の指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセントの割合）で計算してください。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。

注意1 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、各年ごとにそれぞれ当該年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められた商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合として計算してください。

2 平成26年1月1日以後の期間については、各年ごとにそれぞれ当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては年7.3パーセントの割合と当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合として計算してください。

法人の事業税・特別法人事業税・地方法人特別税				
区 分	課税標準額	税 率	税 額	
更正の事業税	所得割 ①	年 万円以下	/100	
		年 万円超 万円以下	/100	
		年 万円超	/100	
		計又は軽減税率不適用法人の金額	/100	
		付加価値割 ②	/100	
	資 本 割 ③	/100		
	取 入 割 ④	/100		
	合計事業税額	①+②+③+④		⑤
	平成27年改正法附則第8条又は平成28年改正法附則第5条の控除額			⑥
	事業税の特定寄附金税額控除額			⑦
仮装経理に基づく事業税額の控除額			⑧	
租税条約の実施に係る事業税額の控除額			⑨	
差 引	⑤-⑥-⑦-⑧-⑨		⑩	
特別法人事業税・地方法人特別税 (A)	所得割に係る特別法人事業税額・地方法人特別税額 ⑪	/100		
	取入割に係る特別法人事業税額・地方法人特別税額 ⑫	/100		
	合計特別法人事業税額・合計地方法人特別税額	⑪+⑫		⑬
	仮装経理に基づく特別法人事業税額・地方法人特別税額の控除額			⑭
	租税条約の実施に係る特別法人事業税額・地方法人特別税額の控除額			⑮
	差 引	⑬-⑭-⑮		⑯
既に納付の確定している額 (B)		法人の事業税	⑰	
		特別法人事業税・地方法人特別税	⑱	
差引過不足額	所得割 ⑲	年 万円以下	/100	
		年 万円超 万円以下	/100	
		年 万円超	/100	
		計又は軽減税率不適用法人の金額	/100	
		付加価値割 ⑳	/100	
	資 本 割 ㉑	/100		
	取 入 割 ㉒	/100		
	合計事業税額	⑲+㉑+㉒+㉓		㉔
	平成27年改正法附則第8条又は平成28年改正法附則第5条の控除額			㉕
	事業税の特定寄附金税額控除額			㉖
仮装経理に基づく事業税額の控除額			㉗	
租税条約の実施に係る事業税額の控除額			㉘	
差 引	㉔-㉕-㉖-㉗-㉘		㉙	
特別法人事業税・地方法人特別税 (B)	所得割に係る特別法人事業税額・地方法人特別税額 ㉚	/100		
	取入割に係る特別法人事業税額・地方法人特別税額 ㉛	/100		
	合計特別法人事業税額・合計地方法人特別税額	㉚+㉛		㉜
	仮装経理に基づく特別法人事業税額・地方法人特別税額の控除額			㉝
	租税条約の実施に係る特別法人事業税額・地方法人特別税額の控除額			㉞
	差 引	㉜-㉝-㉞		㉟

法人の県民税			
区 分	更正・決定 (C)	既に納付の確定している額 (D)	
法人税割	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ㉑		
	税 率 ㉒		
	法人税割額 ㉑×㉒ ㉓		
	道府県民税の特定寄附金税額控除額 ㉔		
	外国籍企業に係る控除税額等取得し開除控除額等控除額等当額の控除額 ㉕		
	外国の法人税等の額の控除額 ㉖		
	仮装経理に基づく法人税割額の控除額 ㉗		
	利子割額の控除額 ㉘		
	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 ㉙		
	既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 ㉚		
差引法人税割額 ㉑-㉒-㉓-㉔-㉕-㉖-㉗-㉘-㉙-㉚	㉑	㉒	
均等割額 ㉓		㉔	
差引過不足額 (C) - (D)		この更正・決定により納付すべき税額等の合計額	
納付すべき法人税割額 ㉑-㉒ ㉓			
納付すべき均等割額 ㉓-㉔ ㉕		㉖+㉗	
法人の県民税の納付すべき税額 ㉓+㉕	㉓		
指 定 納 期 限		年 月 日	

法人の事業税・特別法人事業税・地方法人特別税			
区分	算定の基礎となる税額	率	金 額
過少申告 加算金	うち加重対象税額	/100	㉑
		/100	
不申告加算金		/100	㉒
重加算金		/100	㉓
法人の事業税・特別法人事業税・地方法人特別税の納付すべき税額等㉑+㉒+㉓+㉔+㉕			㉖

重加算金対象所得  
上記に係る法人の事業税額 \_\_\_\_\_ 円  
上記に係る特別法人事業税額・地方法人特別税額 \_\_\_\_\_ 円

摘 要	年 月 日 更正の請求による。	整理番号
-----	-----------------	------

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則施行の際現に交付している改正前の愛媛県税賦課徴収条例施行規則第10号様式1の規定による通知書兼不足税額等納額告知書は、改正後の愛媛県税賦課徴収条例施行規則第10号様式1の規定による通知書兼不足税額等納額告知書とみなす。

告 示

○愛媛県告示第286号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
坂見歯科医院	西条市新町233番地5	令和2年1月1日

○愛媛県告示第287号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関の名称が、次のように変更された。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第289号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社廣島屋	四国中央市土居町上野乙156番地2	ケアサポートセンター愛	四国中央市土居町上野乙156番地8	令和元年11月1日

○愛媛県告示第290号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
株式会社げんきステーション	宇和島市三間町則1296番地	訪問看護げんきステーション	宇和島市三間町則1296番地	令和2年1月19日
社会福祉法人砥部寿会	伊予郡砥部町大南2267番地	指定通所介護事業所デイサービスセンター砥部オレンジ荘	伊予郡砥部町大南2267番地	令和2年3月31日

○愛媛県告示第291号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和2年3月27日

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
（変更後） がんクリニック	南宇和郡愛南町御荘平城1590	令和2年1月4日
（変更前） 管外科胃腸科医院		

○愛媛県告示第288号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があった。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
有限会社ハルキヤ薬局	四国中央市三島中央二丁目12-4	令和2年3月31日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
株式会社げんきステーション	宇和島市三間町則1296番地	訪問看護げんきステーション	宇和島市三間町則1296番地	令和2年1月19日
社会福祉法人砥部寿会	伊予郡砥部町大南2267番地	指定通所介護事業所デイサービスセンター砥部オレンジ荘	伊予郡砥部町大南2267番地	令和2年3月31日

○愛媛県告示第292号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中村時広

名称	所在地	開設者名	認定の有効期限
瀬戸内海病院	今治市北宝来町二丁目4番地9	社会医療法人生きる会	令和5年3月25日まで

○愛媛県告示第293号

愛媛県環境影響評価技術指針（平成11年5月愛媛県告示第739号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。ただし、改正後の愛媛県環境影響評価技術指針第7条、別表第1及び別表第2の規定は、同日以後に愛媛県環境影響評価条例（平成11年愛媛県条例第1号）第7条に規定する公告をした事業について適用し、同日前に当該公告をした事業については、なお従前の例による。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（環境影響評価の項目の選定）</p> <p><b>第7条</b> 対象事業に係る環境影響評価の項目の選定は、次に掲げる各環境要素の区分に対応した範囲内において、次項から第8項までに定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第4号に掲げるものを除く。）</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 水環境</p> <p>(ア) 水質（地下水の水質を除く。以下同じ。）水の汚れ、水の濁り、水温、富栄養化、溶存酸素量、水素イオン濃度、<u>有害物質</u>等等</p> <p>(イ) 省略</p> <p>(ウ) 地下水 地下水の塩素イオン濃度、地下水の水位、<u>地下水の流れ</u>等</p> <p>(エ)～(カ) 省略</p> <p>ウ 土壤に係る環境その他の環境（ア及びイに掲げるものを除く。）</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 地盤 地下水の水位の低下による地盤沈下、<u>土地の安定性</u>等</p> <p>(ウ)・(エ) 省略</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>(4) 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 温室効果ガス等 <u>メタン</u>、<u>二酸化炭素</u>等</p>	<p>（環境影響評価の項目の選定）</p> <p><b>第7条</b> 対象事業に係る環境影響評価の項目の選定は、次に掲げる各環境要素の区分に対応した範囲内において、次項から第8項までに定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第4号に掲げるものを除く。）</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 水環境</p> <p>(ア) 水質（地下水の水質を除く。以下同じ。）水の汚れ、水の濁り、水温、富栄養化、溶存酸素量、水素イオン濃度_____等</p> <p>(イ) 省略</p> <p>(ウ) 地下水 地下水の塩素イオン濃度、地下水の水位_____等</p> <p>(エ)～(カ) 省略</p> <p>ウ 土壤に係る環境その他の環境（ア及びイに掲げるものを除く。）</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 地盤 地下水の水位の低下による地盤沈下_____等</p> <p>(ウ)・(エ) 省略</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>(4) 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 温室効果ガス等 _____二酸化炭素等</p>

2～8 省略

(事後調査後の検討結果の整理)

**第21条** 前条の規定による事後調査の結果に基づき環境保全措置の検討を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにできるよう整理するものとする。

(1)～(3) 省略

(4) 第16条第1項各号に掲げる事項

(5)・(6) 省略

2～8 省略

(事後調査後の検討結果の整理)

**第21条** 前条の規定による事後調査の結果に基づき環境保全措置の検討を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにできるよう整理するものとする。

(1)～(3) 省略

(4) 第16条各号 \_\_\_\_\_ に掲げる事項

(5)・(6) 省略

別表第1の1(2)を次のように改める。

(2) 緑資源幹線林道その他の林道に係るもの

影響要因の区分		環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的文化的特性の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	
		水環境		土壌に係る環境その他の環境		動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等	
		水質	雨水排水	地形及び地質									
		水の濁り	雨水排水	重要な地形及び地質		重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び群落	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素	
1 工事の実施	建設機械の稼働等				○							○	
	造成等の施工による一時的な影響	○	○								○		
2 土地又は工作物の存在及び供用	事業の立地及び林道の存在		○	○	○	○	○	○	○				
	自動車の走行				○								

備考1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。  
 2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。  
 3 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。  
 4 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。  
 5 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。  
 6 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

別表第1の2(1)を次のように改める。



(1) ダムに係るもの

影響要因 の区分	環境要素 の区分													環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的文化的特性の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素
	大気環境				水環境					土壌に係る環境その他の環境				動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等			
	大気質		騒音	振動	水質					水利	雨水排水	地形及び地質										
	窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	水の濁り	水温	富栄養化	溶存酸素量	水素イオン濃度	水利	雨水排水	重要な地形及び地質	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び群落	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物				
1 工事の実施	ダムの堤体の工事																					
	原石の採取の工事																					
	○	○	○	○	○												○	○				
	施工設備及び工事用道路の設置の工事																					
	建設発生土の処理の工事																					
2 土地又は工作物の存在及び供用	ダムの堤体の存在																					
	原石山の跡地の存在																					
	道路の存在																					
	建設発生土処理場の跡地の存在																					
					○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○					

備考 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。  
 2 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。  
 3 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。  
 4 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。  
 5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。  
 6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。  
 7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

別表第1の4及び5を次のように改める。

4 飛行場事業に係る参考項目

影響要因 の区分	環境要素 の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素							生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的文化的特性の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素			
	大気環境			水環境			土壌に係る環境 その他の環境				動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ 合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等	
	大気質	騒音	振動	水質	水利	雨水	地形及び地質											
	窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	水の汚れ	水の濁り	水利排水	雨水排水	重要な地形及び地質	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び群落	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素		
1 工事 の実施	造成等の施工による一時的な影響																	
	建設機械の稼働		○															○
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		○	○	○	○												
2 土地 又は工 作物の 存在及 び供用	飛行場の存在							○	○		○	○	○	○				
	航空機の運行		○		○													
	飛行場の施設の供用		○				○											

備考1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

3 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

4 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。

5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

5 発電所事業に係る参考項目

(1) 水力発電所に係るもの

影響要因 の区分	環境要素 の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素										生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的文化的特性の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		
	大気環境			水環境				土壌に係る環境その他の環境			動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等				
	大気質	騒音	振動	水質			雨水排水	地形及び地質	雨水排水	重要な地形及び地質	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び群落	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	産業廃棄物	建設工事に伴う副産物			
	窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	水の汚れ	水の濁り	水温	富栄養化	溶存酸素量	水素イオン濃度	雨水排水	重要な地形及び地質	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び群落	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	産業廃棄物	建設工事に伴う副産物	
1 工事の実施	造成等の施工による一時的な影響																			
	建設機械の稼働		○		○	○														
	工事用資材等の搬出入		○	○	○	○											○			
2 土地又は工場の存在及び供用	地形改変及び施設										○	○				○				
	発電施設の供用及び貯水池の存在											○	○	○		○				
	河水の取水						○													

備考1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

3 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

4 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。

5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

(2) 火力発電所に係るもの

環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素														生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素				人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的文化的特性の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素				環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	
	大気環境				水環境				土壌に係る環境その他の環境		動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等							
	大気質			騒音	振動	水質		底質	その他	地形及び地質	重要な種及び注目すべき生息地(海域に生息するものを除く。)	重要な種及び群落(海域に生育するものを除く。)	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	産業廃棄物	建設工事副産物	二酸化炭素						
	硫酸化物	窒素化合物	浮遊粒子状物質	石炭じん	粉じん等	騒音	振動	水の汚れ	水の濁り	水温	富栄養化	有害物質	流向及び流速	重要な地形及び地質	重要な種及び注目すべき生息地(海域に生息するものを除く。)	重要な種及び群落(海域に生育するものを除く。)	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	産業廃棄物	建設工事副産物	二酸化炭素		
影響要因の区分	1 工造成等の施工による一時的な影響																							
	実施 建設機械の稼働																							
	工事用資材等の搬出入																							
2 土地又は施設物の存在及び供用	地形変化及び施設物の存在																							
	施設物の存在及び供用 排ガス																							
	施設物の存在及び供用 排水																							
	施設物の存在及び供用 温排水																							
	施設物の存在及び供用 機械等の稼働																							
	施設物の存在及び供用 資材等の搬出入																							
施設物の存在及び供用 廃棄物の発生																								
備考 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。																								
2 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。																								
3 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。																								
4 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。																								
5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。																								
6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。																								
7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。																								

(3) 太陽電池発電所に係るもの

影響要因の区分	環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素						生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的文化的特性の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		
		大気環境		水環境	土壌に係る環境その他の環境			動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等		
		大気質	騒音	振動	水質	地形及び地質	地盤	その他の環境要素	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び群落	地域を特徴づける生態系		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	産業廃棄物
		粉じん等	騒音	振動	水の濁り	重要な地形及び地質	土地の安定性	反射光							
1 工事の実施	造成等の施工による一時的な影響	○			○				○	○	○			○	○
	建設機械の稼働		○	○											
	工事用資材等の搬出入	○	○	○								○			
2 土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設が存在				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	施設の稼働		○												

備考1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。  
 2 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。  
 3 この表において「土地の安定性」とは、太陽電池発電所を設置するために造成等が行われる傾斜地において、土地の形状が保持される性質をいう。  
 4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。  
 5 この表において「反射光」とは、太陽電池に入射した太陽光が反射し、住居等保全対象に到達する現象をいう。  
 6 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。  
 7 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。  
 8 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。  
 9 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

(4) 風力発電所に係るもの

影響要因の区分		環境要素の区分										生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的文化的特性の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素				
		大気環境				水環境		土壌に係る環境その他の環境				動物		植物		生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	
		大気質		騒音及び超低周波音		振動	水質	底質	地形及び地質	その他の環境要素	重要な種及び注目すべき生息地(海域に生息するものを除く。)	海域に生息する動物	重要な種及び群落(海域に生育するものを除く。)	海域に生育する植物	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	産業廃棄物	建設工事に伴う副産物	
		窒素酸化物	粉じん等	騒音及び超低周波音	振動	水の濁り	有害物質	重要な地形及び地質	風車の影	重要な種及び注目すべき生息地(海域に生息するものを除く。)	海域に生息する動物	重要な種及び群落(海域に生育するものを除く。)	海域に生育する植物	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	産業廃棄物	建設工事に伴う副産物		
1 工事の実施	造成等の施工による一時的な影響		○			○				○	○	○	○	○			○	○		
	建設機械の稼働	○		○	○	○														
	工所用資材等の搬出入	○	○	○	○										○					
2 土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の存在							○		○	○	○	○	○	○					
	施設の稼働			○					○											
備考 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。 2 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。 3 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。 4 この表において「風車の影」とは、影が回転して地上に明暗が生じる現象をいう。 5 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。 6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。 7 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。 8 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。																				

別表第1の6(3)を次のように改める。



(3) 廃棄物最終処分場に係るもの

影響要因 の区分	環境要素 の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素											生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的文化的特性の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量に程度により予測及び評価されるべき環境要素		
		大気環境					水環境				土壌に係る環境その他の環境		動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等	
		大気質		騒音	振動	悪臭	水質			底質	地下水	地形及び地質								
		窒素酸化物	硫黄酸化物	粉じん等	騒音	振動	悪臭	水の汚れ	水の濁り	有害物質等	水底の泥土	地下水の流れ	重要な地形及び地質	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び群落	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	メタン
1 工事の 実施	建設機械の稼働	陸上埋立て	○		○	○														○
	建設機械及び作業船の稼働	水面埋立て	○	○	○	○														○
	資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行		○		○	○														○
	造成等の施工	陸上埋立て			○					○		○	○	○	○		○	○		
	護岸等の施工	水面埋立て			○							○	○	○	○		○	○		
2 土地又は 作物の存在及び 供用	最終処分場の存在	陸上埋立て								○		○	○	○	○	○	○			
		水面埋立て					○				○	○	○	○	○	○	○			
	埋立て・覆土用機械の稼働	陸上埋立て	○		○	○														○
		水面埋立て	○		○	○														○
	浸出液処理施設の稼働	陸上埋立て				○	○													
		水面埋立て					○													
	廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行		○		○	○														○
廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運航	水面埋立て	○	○	○					○										○	
廃棄物の存在及び分解																			○	
浸出液処理水の排出						○	○	○												

備考 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。  
 2 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。  
 3 この表において「有害物質等」とは、人の健康の保護に関する観点から環境基準が定められている物質をいう。  
 4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。  
 5 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。  
 6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。  
 7 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。  
 8 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

別表第1の7及び8を次のように改める。

7 埋立事業及び干拓事業に係る参考項目

影響要因の区分	環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素								生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的文化的特性の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		
		大気環境			水環境			土壌に係る環境 その他の環境		動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場		廃棄物等		温室効果ガス等
		大気質	騒音	振動	水質	底質	地形及び地質											
		窒素粉じん等 酸化物質	騒音	振動	水の汚	水の濁り	有害物質	重要な地形及び地質	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び群落	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素		
1 工事の実施	建設機械の稼働	○	○	○	○													
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	○	○	○													
	しゅんせつ工					○	○											
	堤防工及び護岸工					○											○	
	埋立工		○						○	○	○			○				
2 土地又は工場の存在及び供用	埋立地及び干拓地並びに施設が存在する事業活動	○	○	○	○	○			○	○	○		○					○
	工場及び事業場における事業活動	○	○	○	○	○			○	○	○					○		○
	資材等の搬出入	○	○	○	○													

備考1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。  
 2 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。  
 3 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。  
 4 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。  
 5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。  
 6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。  
 7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

8 土地区画整理事業に係る参考項目

影響要因 の区分	環境要素 の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素										生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的文化的特性の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		
		大気環境			水環境			土壌に係る環境その他の環境		動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場		廃棄物等		温室効果ガス等		
		大気質	騒音	振動	水質	水利	雨水排水	地形及び地質												
		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	水の汚れ	水の濁り	水利	雨水排水	重要な地形及び地質	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び群落	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素		
1 工事 の実施	雨水排水路の施工						○													
	造成等の施工による一時的な影響		○				○		○								○			
	建設機械の稼働	○		○	○															
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	○	○	○															
2 土地 又は工 作物の 存在及 び供用	地形改変及び工作物の存在						○	○	○	○	○	○	○	○						
	工場及び事業場における事業活動	○	○	○	○	○			○	○			○	○	○			○		
	宅地等における人の活動					○										○				
	資材等の搬出入	○	○	○	○															
備考 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。 2 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。 3 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。 4 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。 5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。 6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。 7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。																				

別表第1の10及び11を次のように改める。

10 流通業務団地造成事業に係る参考項目

影響要因 の区分	環境要素 の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素							生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的文化的特性の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	
		大気環境			水環境			土壌に係る環境その他の環境	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	
		大気質	騒音	振動	水質	水利用	雨水排水								地形及び地質
		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	水の濁り	水利用	雨水排水	重要な地形及び地質	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び群落	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物
1 工事の実施	雨水排水路の施工					○									
	造成等の施工による一時的な影響		○			○									○
	建設機械の稼働	○		○	○										
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	○	○	○										
2 土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び工作物の存在						○	○	○	○	○	○	○		
	製品の運搬その他の車両の運行	○	○	○	○										
備考1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。 2 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。 3 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。 4 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。 5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。 6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。 7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。															

11 宅地造成事業に係る参考項目

影響要因 の区分	環境要素 の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素										生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素				人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的文化的特性の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素				
		大気環境					水環境					土壌に係る環境その他の環境	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等	
		大気質			騒音	振動	悪臭	水質		水利	雨水排水	地形及び地質								
		硫酸化物	窒素化合物	浮遊粒子状物質	粉じん等	騒音	振動	悪臭	水の汚れ	水の濁り	水利	雨水排水	重要な地形及び地質	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び群落	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物	建設工事に伴う副産物
1 工事 の実施	雨水排水路の施工																			
	造成等の施工による一時的な影響				○					○									○	
	建設機械の稼働		○			○	○													○
2 土地 又は工 作物の 存在及 び供用	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		○		○	○														○
	事業の立地及び土地又は工作物の存在									○	○	○	○	○	○	○	○			
	工場及び事業場における事業活動	○	○	○		○	○	○											○	○
	宅地等における人の活動																		○	
備考	1	○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。																		
	2	この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。																		
	3	この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。																		
	4	この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。																		
	5	この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。																		
	6	この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。																		
	7	この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。																		

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第2(第9条関係) 参考手法				別表第2(第9条関係) 参考手法			
参考項目		影響要因の区分		参考手法		参考手法	
環境要素の区分		影響要因の区分		調査の手法		予測の手法	
1	(1)	ア	1 調査すべき情報 <u>(1) 二酸化硫黄の濃度の状況</u> <u>(2) 気象の状況</u>	1 予測の基本的な手法 <u>事例の引用又は解析</u>	1	(1)	
大 気 質	硫 黄 酸 化 物	工 事 の 実 施	2 調査の基本的な手法 <u>文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</u> <u>(1) 二酸化硫黄の濃度の状況</u> <u>環境基準において定められた二酸化硫黄に係る大気汚染についての測定の方法</u> <u>(2) 風の状況</u> <u>気象業務法施行規則(昭和27年運輸省令第101号)第1条の2又は第1条の3に基づく技術上の基準による測定の方法</u>	2 予測地域 <u>調査地域のうち、硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて硫黄酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</u>			
			3 調査地域 <u>硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における硫黄酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</u>	3 予測地点 <u>硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における硫黄酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点</u>			
			4 調査地点 <u>硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における硫黄酸化物に係る環境影</u>	4 予測対象時期等 <u>工事により硫黄酸化物に係る環境影響が最大になる時期</u>			



	<p>響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>(1) 硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における硫黄酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>(2) 各季節ごとに各1週間</p>				
イ	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 二酸化硫黄の濃度の状況</p> <p>(2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>(1) 二酸化硫黄の濃度の状況</p> <p>環境基準において定められた二酸化硫黄に係る大気の汚染についての測定の方法</p> <p>(2) 風の状況</p> <p>気象業務法施行規則 _____</p> <p>第1条の2又は第1条の3に基づく技術上の基準による測定の方法</p> <p>3 調査地域</p> <p>硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における硫黄酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地</p>	<p>1 省略</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて硫黄酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における硫黄酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 省略</p>	ア	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 二酸化硫黄の濃度の状況</p> <p>(2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>(1) 二酸化硫黄の濃度の状況</p> <p>環境基準において定められた二酸化硫黄に係る大気の汚染についての測定の方法</p> <p>(2) 風の状況</p> <p>気象業務法施行規則(昭和27年運輸省令第101号)</p> <p>第1条の2又は第1条の3に基づく技術上の基準による測定の方法</p> <p>3 調査地域</p> <p>硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における硫黄酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある _____ 地</p>	<p>1 省略</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて硫黄酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある _____ 地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における硫黄酸化物に係る環境影響を的確に把握できる時期</p> <p>4 省略</p>

		<p>域</p> <p>4 調査地点</p> <p>硫酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における硫酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>(1) 原則として1年間（気象の状況について、高層の気象を調査する場合にあっては、各季節ごとに各1週間）</p> <p>(2) 硫酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における硫酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期又は各季節ごとに各1週間</p>				<p>域</p> <p>4 調査地点</p> <p>硫酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における硫酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>原則として1年間（気象の状況について、高層の気象を調査する場合にあっては、各季節ごとに各一週間）</p>	
(2)	ア	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 二酸化窒素の濃度の状況</p> <p>(2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>(1) 二酸化窒素の濃度の状況</p> <p>環境基準において定められた二酸化窒素に係る大気の汚染についての測定の方法</p> <p>(2) 風の状況</p> <p>気象業務法施行規則第1条の2又</p>	省略	(2)	ア	<p>1 調査すべき情報</p> <p>気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報_____</p> <p>_____</p> <p>_____の収集並びに当該情報の整理及び解析</p>	省略



<p>の 濁 り</p> <p>イ 土 地 又 は 工 作 物 の 存 在 及 び 供 用</p>	<p>1 調査すべき情報 (1)～(5) 省略 (6) 水温の状況</p> <p>2 省略</p> <p>3 調査地域 浮遊物質の拡散の 特性を踏まえて水の 濁りに係る環境影響 を受けるおそれがあ ると認められる地域 並びに当該地域より 上流の地域で当該地 域の浮遊物質の予測 及び評価に必要な情 報を把握できる地域</p> <p>4・5 省略</p>	<p>省略</p>	<p>の 濁 り</p> <p>イ 土 地 又 は 工 作 物 の 存 在 及 び 供 用</p>	<p>1 調査すべき情報 (1)～(5) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 調査地域 浮遊物質の拡散の 特性を踏まえて水の 濁りに係る環境影響 を受けるおそれがあ る地域</p> <p>4・5 省略</p>	<p>省略</p>
<p>(3)～ (6) 省略</p>			<p>(3)～ (6) 省略</p>		
<p>(7) 有 害 物 質 等</p> <p>ア 土 地 又 は 工 作 物 の 存 在 及 び 供 用</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 有害物質等の状 況 (2) 流れの状況</p> <p>2 調査の基本的な手 法 文献その他の資料 及び現地調査による 情報(有害物質等の 状況については、環 境基準において定め られた人の健康の保 護に関する項目の測 定の方法並びにダイ オキシン類による大 気の汚染、水質の汚 濁(水底の底質の汚 染を含む。)及び土 壌の汚染に係る環境 基準において定めら れたダイオキシン類 の測定の方法を用い られたものとする。 )の収集並びに 当該情報の整理及び 解析</p> <p>3 調査地域 水域の特性及び有 害物質等の変化の特 性を踏まえて有害物 質等に係る環境影響 を受けるおそれがあ ると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p>	<p>1 予測の基本的 な手法 (1) 有害物質等 の物質の収支 に関する計算 (2) 事例の引用 又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のう ち、水域の特性 及び有害物質等 の変化の特性を 踏まえて有害物 質等に係る環境 影響を受けるお それがあると認 められる地域</p> <p>3 予測地点 水域の特性及 び有害物質等の 変化の特性を踏 まえて予測地域 における有害物 質等に係る環境 影響を的確に把 握できる地点</p> <p>4 予測対象時期 等 事業活動が定 常状態になる時 期及び有害物質 等に係る環境影 響が最大になる 時期</p>			

			<p>水域の特性及び有害物質等の変化の特性を踏まえて調査地域における有害物質等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>水域の特性及び有害物質等の変化の特性を踏まえて調査地域における有害物質等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>						
6	省略								
7	(1)・ (2) 地下 水	省略							
	(3)	ア	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 地下水の状況</p> <p>(2) 地下水の利用状況</p> <p>(3) 地形及び地質の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて地下水の流れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて調査地域における地下水の流れに係る環境影響を予測し、及び評価するた</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて地下水の流れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて調査地域における地下水の流れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>工事による地下水の流れに係</p>					

	<p>めに必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>水象の特性を踏まえて調査地域における地下水の流れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>る環境影響が最大になる時期</p>				
イ	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 地下水の状況</p> <p>(2) 地下水の利用状況</p> <p>(3) 地形及び地質の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて地下水の流れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて調査地域における地下水の流れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>水象の特性を踏まえて調査地域における地下水の流れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて地下水の流れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて調査地域における地下水の流れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>事業活動が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>				

8・9 省略					8・9 省略			
10 水 環 境 そ の 他	(1)	ア	<p>1 調査すべき情報 流況の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流況特性を踏まえて流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 流況特性を踏まえて調査地域における流向及び流速に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>5 調査期間等 原則として1年間</p>	<p>1 予測の基本的な手法 (1) 省略 (2) 水理模型実験</p> <p>2・3 省略</p>	10 水 環 境 そ の 他	(1)	<p>ア</p> <p>1 調査すべき情報 流況の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流況特性を踏まえて流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがある_____地域</p> <p>4 調査地点 流況特性を踏まえて調査地域における流向及び流速に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>5 調査期間等 原則として1年間</p>	<p>1 予測の基本的な手法 (1) 省略 (2) 数理模型実験</p> <p>2・3 省略</p>
11 省略					11 省略			
12 地 盤	(1) 省略	(2)	<p>ア</p> <p>1 調査すべき情報 土地の安定性の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業が実施されるべき区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 土地の特性を踏まえて調査地域における土地の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するた</p>	<p>1 予測の基本的な手法 土地の安定性について、表層土壌や地質の改変の程度を把握した上で、斜面安定解析等の土質工学的手法</p> <p>2 予測地域 土地の特性を踏まえて土地の安定性に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、調査地域に準ずる。</p> <p>3 予測対象時期等</p>	12 地 盤	(1) 省略		

			めに適切かつ効果的な地点	土地の特性を踏まえて土地の安定性に係る環境影響を的確に把握できる時期					
			5 調査時期等 土地の特性を踏まえて調査地域における土地の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な時期						
13	(1) 省略				13	(1) 省略			
その他の環境要素	(2) ア	1 調査すべき情報 (1) 土地利用の状況 (2) 地形の状況	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	3 調査地域 反射光の特性を踏まえて反射光に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	4 調査地点 反射光の特性を踏まえて調査地域における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点	5 調査期間等 反射光の特性を踏まえて調査地域における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析	2 予測地域 調査地域のうち、反射光の特性を踏まえて反射光に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	3 予測対象時期等 反射光の特性を踏まえて反射光に係る環境影響を的確に把握できる時期
風車の影	(3) ア	1 調査すべき情報 (1) 土地利用の状況 (2) 地形の状況	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理	3 調査地域			1 予測の基本的な手法 等時間の日影線を描いた日影図の作成	2 予測地域 調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を	



		存在及び供用	<p>土地利用の状況及び地形の特性を踏まえて風車の影に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 土地利用の状況及び地形の特性を踏まえて調査地域における風車の影に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>5 調査期間等 土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握することができる時期</p>	<p>踏まえて風車の影に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 土地利用の状況及び地形の特性を踏まえて予測地域における風車の影に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 事業活動が定常状態となる時期及び風車の影に係る環境影響が最大になる時期</p>		
14～18 省略						
19 廃棄物等	(1)	ア 省略 イ 土地又は工作物の存在及び供用		<p>1 予測の基本的な手法 (1) 事業活動に伴い発生する廃棄物の種類ごとの発生の特性の把握 (2) 適切な処理及び処分の方策の把握</p> <p>2 省略</p> <p>3 予測対象時期等 (1) 事業活動が定常状態となり、適切に予測できる時期 (2) 事業の終了時</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事業活動に伴い発生する廃棄物の種類ごとの発生の特性の把握</p> <p>2 省略</p> <p>3 予測対象時期等 事業活動が定常状態となり、適切に予測できる時期</p>	
	(2)	省略				
20 温室効果	(1)	ア メ 土 夕 地 ン 又	<p>1 調査すべき情報 対象事業において処分する廃棄物の組成</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p>		

果 ガ ス 等	は 工 作 物 の 存 在 及 び 供 用		<p>2 予測地域 対象事業が実施されるべき区域</p> <p>3 予測対象時期等 事業活動が定常状態となり、適切に予測できる時期</p>	果 ガ ス 等			
		(2) ア	<p>1 調査すべき情報 建設機械、作業船、車両等のエネルギー消費効率</p>		<p>1 予測の基本的な手法 建設機械、作業船、車両等の稼働に伴い発生する二酸化炭素の排出に関する計算</p> <p>2 予測地域 対象事業が実施されるべき区域及び二酸化炭素の排出に関する計算を適切に行うために必要な地域</p> <p>3 予測対象時期等 工事期間</p>	(1)	二酸化炭素
	イ		<p>1 予測の基本的な手法 (1) 省略 (2) 事業活動に伴い発生する二酸化炭素の排出に関する計算 _____ _____ _____</p> <p>2 予測地域 対象事業が実施されるべき区域及び二酸化炭素の排出に関する計算を適切に行うために必要な地域</p> <p>3 省略</p>		ア	土地又は工作物の存在及び供用	<p>1 予測の基本的な手法 (1) 省略 (2) 事業活動に伴い発生する二酸化炭素の排出の特性を把握した上で、同種の事業活動による排出量との比較</p> <p>2 予測地域 対象事業が実施されるべき区域 _____ _____ _____</p> <p>3 省略</p>

備考1～8 省略

9 この表において「土地の安定性」とは、太陽電池発電所を設置するために造成等が行われる傾斜地において、土地の形状が保持される性質をいう。

10 この表において「反射光」とは、太陽電池に入射した太陽光が反射し、住居等保全対象に到達する現象をいう。

11 この表において「風車の影」とは、影が回転して地上に明暗が生じる現象をいう。

12 省略

13 省略

14 省略

15 省略

16 省略

備考1～8 省略

9 省略

10 省略

11 省略

12 省略

13 省略

○愛媛県告示第294号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中村時広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地域	調査期間	成果の名称
松山市	和気地区	平成29年度から令和元年度まで	松山市（和気地区）の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

令和2年3月27日

○愛媛県告示第295号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、松山市浅海原地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中村時広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ほ場整備事業・浅海原地区）計画書の写し

2 縦覧期間

令和2年3月30日から4月24日まで

3 縦覧場所

松山市役所北条支所

○愛媛県告示第296号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、西予市野村町野村、阿下地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中村時広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ほ場整備事業・野村地区）計画書の写し

2 縦覧期間

令和2年3月30日から4月24日まで

3 縦覧場所

西予市役所本庁及び野村支所

○愛媛県告示第297号

令和2年3月16日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき認可した。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在及び地番	面積（㎡）
河野昌博	愛媛県西予市	愛媛県西予市宇和町久枝819番1ほか5筆	6,147
薬師寺祐希	愛媛県西予市	愛媛県西予市宇和町明間628番ほか5筆	5,064
大星諭志	愛媛県西予市	愛媛県西予市城川町男河内2488番ほか1筆	3,163
小笠原優	愛媛県西予市	愛媛県西予市城川町魚成6706番2	2,070
藤川忠男	愛媛県西予市	愛媛県西予市城川町高野子4556番ほか1筆	2,553

2 認可年月日

令和2年3月18日

○愛媛県告示第298号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
北宇和郡鬼北町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
鬼北町（次の図に示す部分に限る。）

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第299号

海岸保全区域の指定（昭和33年3月愛媛県告示第276号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
番号	海岸名	市町村	管理者	延長	区 域	番号	海岸名	市町村	管理者	延長	区 域
1・2 省略						1・2 省略					
1 省略						1 省略					
2	廃止					2	燧灘 沿岸 川之 江漁 港海 岸	川之 江市	川之 江市 長		1点から4点までを 順次結んだ線及び4点 と1点を結んだ線によ り囲まれた区域  1点は、川之江市川 之江町東浜北側番外670 番地の2地先に設置さ れた標柱  2点は、1点から208 度370メートルの地点  3点は、2点から291 度75メートルの地点  4点は、3点から28 度370メートルの地点
3～183 省略						3～183 省略					

○愛媛県告示第300号

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第1項の規定に基づき、次のとおり津波災害警戒区域を指定する。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 津波災害警戒区域  
宇和島市、八幡浜市、伊方町及び愛南町の区域（次の図に示す

- 部分に限る。）
- 2 基準水位  
次の図のとおり  
（「次の図」は、省略し、その図面は、土木部土木管理局土木管理課技術企画室、南予地方局建設部、愛南土木事務所及び八幡浜土木事務所並びに宇和島市、八幡浜市、伊方町及び愛南町に備えて一般の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第301号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項及び第5条第2項の規定により、次のとおり海岸保全区域を指定する。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中村時広

海岸名	市町	主管省	管理者	区 域
燧灘沿岸川之江海岸	四国中央市	国土交通省	四国中央市長	基点1から基点4までを順次結んだ線並びに基点4及び基点1を結んだ線により囲まれた区域 基点の表示（角度の表示は、真北） 基点1は、四国中央市川之江町4100 129番地地先の標柱 基点2は、基点1から108度30分02秒75.00メートルの地点 基点3は、基点2から205度17分47秒370.00メートルの地点 基点4は、基点3から291度34分57秒75.00メートルの地点

○愛媛県告示第302号

愛媛県管理港湾区域（昭和45年9月愛媛県告示第855号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月27日

三島・川之江港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
三島・川之江港港湾区域 <u>四国中央市三島金子1956番地地先井関川左岸河口突端（北緯33度58分44秒、東経133度32分24秒）から310度1.625メートルの地点まで引いた線、同地点から240度870メートルの地点まで引いた線、同地点から343度1,100メートルの地点まで引いた線、同地点から55度6,570メートルの地点まで引いた線、同地点から141度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面。ただし、<u>四国中央市川之江町4087 59番地地先城山下護岸（北緯34度00分47秒、東経133度33分55秒）の地点から307度55分29秒360.12メートルの地点まで引いた線、同地点から27度41分53秒430.98メートルの地点まで引いた線、同地点から127度55分33秒398.78メートルの地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面の区域を除く。</u></u>	三島・川之江港港湾区域 <u>伊予三島市金子1956番地地先 井関川左岸河口突端（北緯33度58分44秒、東経133度32分24秒）から310度1.625メートルの地点まで引いた線、同地点から240度870メートルの地点まで引いた線、同地点から343度1,100メートルの地点まで引いた線、同地点から55度6,570メートルの地点まで引いた線、同地点から141度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面。ただし、<u>漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）の規定により指定された川之江漁港</u></u>

令和2年3月27日

愛媛県東予地方局長 馬越史朗

○愛媛県告示第303号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市角野土地改良区の定款の変更を認可した。

○愛媛県告示第304号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消の原因となった事実
(般-28)第13510号	平成28年8月28日	花菱電設	真田 一則	西条市丹原町願連寺196-7	令和2年2月25日	土木工事業 とび・土工工事業 電気工事業、管工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-30)第16349号	平成30年7月17日	友延産業	渡部 倫大	今治市徳重232-10	令和2年2月19日	土木工事業 とび・土工工事業 解体工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般-28)第11343号	平成28年12月6日	伊豫物産(株)	中内 健太	今治市徳重278-8	令和2年2月26日	消防施設工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第305号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 令和2年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	上猿田三島線	四国中央市中之庄町字浦夫196番地先から 同町字西縄1600番1地先まで	旧	メートル 4.0～5.0	キロメートル 0.130	
			新	5.0～5.2	0.130	

○愛媛県告示第306号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 令和2年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	弓削島循環線	越智郡上島町弓削久司浦1396番2から 同町弓削久司浦1396番2まで	旧	メートル 9.3～15.7	キロメートル 0.011	
		越智郡上島町弓削久司浦1396番3から 同町弓削久司浦1396番3まで	新	9.3～18.6	0.011	
"	"	越智郡上島町弓削久司浦1400番2から 同町弓削久司浦77番2まで	旧	9.8～12.3	0.027	
		越智郡上島町弓削久司浦1400番3から 同町弓削久司浦77番2まで	新	14.2～25.1	0.027	
"	"	越智郡上島町弓削大谷70番3から 同町弓削大谷70番3まで	旧	14.9～18.3	0.023	
		越智郡上島町弓削大谷70番3から 同町弓削大谷70番3まで	新	15.9～19.5	0.023	
"	"	越智郡上島町弓削大谷63番2から 同町弓削大谷63番2まで	旧	23.8～25.3	0.013	
		越智郡上島町弓削大谷63番2から 同町弓削大谷63番2まで	新	23.8～30.6	0.013	
"	"	越智郡上島町弓削大谷97番2から 同町弓削大谷104番3まで	旧	10.3～11.7	0.013	
		越智郡上島町弓削大谷97番2から 同町弓削大谷104番3まで	新	12.9～14.4	0.013	
"	"	越智郡上島町弓削狩尾1番4から 同町弓削狩尾1番4まで	旧	15.7～16.7	0.012	
		越智郡上島町弓削狩尾1番7から 同町弓削狩尾1番7まで	新	2.3～23.2	0.012	
"	"	越智郡上島町弓削狩尾1番2から 同町弓削狩尾1番2まで	旧	13.4～15.6	0.009	
		越智郡上島町弓削狩尾1番2から 同町弓削狩尾1番2まで	新	14.4～15.7	0.009	

○愛媛県告示第307号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 令和2年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	今治波方港線	今治市拝志714番2から 同市拝志715番2まで	令和2年3月27日

○愛媛県告示第308号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	松山北条線	松山市菅沢町乙427番16から 同町甲795番3まで	旧	メートル 5.4~26.9 13.0~22.5	キロメートル 0.154 0.053	
			新	13.0~22.5	0.053	
"	湯山北条線	松山市菅沢町乙427番16から 同町甲795番3まで	旧	5.4~26.9 13.0~22.5	0.154 0.053	
			新	13.0~22.5	0.053	

○愛媛県告示第309号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、宇和島市土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和2年3月27日

愛媛県南予地方局長 大 北 秀

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	福 島 朗 伯	宇和島市佐伯町2丁目2番40号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	清 家 康 生	宇和島市吉田町立間2番耕地1011番地

○愛媛県告示第310号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、吉田町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年3月27日

愛媛県南予地方局長 大 北 秀

○愛媛県告示第311号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	西谷吉田線	宇和島市三間町則67番1地先から 同町則496番地先まで	旧	メートル 5.8~10.0	キロメートル 0.085	
		宇和島市三間町則67番1地先から 同町則496番地先まで	新	5.8~10.0	0.085	
		宇和島市三間町則67番1から 同町則496番まで	新	6.3~10.0	0.097	

○愛媛県告示第312号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	西谷吉田線	宇和島市三間町則67番1地先から 同町則496番地先まで	令和2年3月27日
		宇和島市三間町則67番1から 同町則496番まで	〃

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県総務系事務の処理に係る労働者派遣及びコンサルティング業務委託（令和2年6月から令和3年3月分）

(2) 委託業務名及び数量

愛媛県総務系事務の処理に係る労働者派遣及びコンサルティング業務委託（令和2年6月から令和3年3月分）一式

(3) 委託業務の内容等

入札説明書による。

(4) 委託期間

ア 委託期間

契約締結の日から令和3年3月31日（水）まで

イ 委託業務に係る成果品の納入期限

令和3年3月31日（水）

(5) 委託業務に係る成果品の納入場所

契約書による。

(6) 入札方法

ア 入札書に記載する入札金額は、本業務に係る全てを含む額とする。なお、詳細については、入札説明書を参照すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(3) ISO27001の認証及びPマーク（プライバシーマーク）を取得していること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県総務部行財政改革局行革分権課働き方改革グループ

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2229

(2) 入札書の受領期限

令和2年5月7日（水）午後2時まで

(3) 入札説明書の交付方法

令和2年3月27日（金）から同年4月6日（月）までの執務時間中（月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。）に(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

令和2年5月7日（木）午後2時

愛媛県庁第二別館5階土木部入札室

(5) 入札書の提出方法

持参又は郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。加入電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

(6) 郵便による入札の取扱い

郵便による入札の場合は、入札書は、令和2年5月1日（金）午後5時15分までに、(1)に掲げる場所に必着のこと。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。競争入札参加資格審査申請書は、持参して提出することとし、郵便又は電送によるものは、受け付けない。

(ア) 受付期間

令和2年3月27日（金）から同年4月7日（火）までの執務時間中

(イ) 受付場所

3の(1)に掲げる場所

イ この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に基づき提案内容を記載した資料を提出すること。

(ア) 受付期間

令和2年3月27日（金）から同年4月28日（火）までの執務時間中

(イ) 受付場所

3の(1)に掲げる場所

(4) 入札の無効

2に定める資格を有しない者及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び提案内容を記載した資



料は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否  
要

- (6) 落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定するものとし、愛媛県会計規則第133条第1項の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った者のうち、価格その他の条件が愛媛県にとって最も有利な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者決定基準の詳細は、入札説明書による。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered:  
Consignment & Consulting of Ehime Prefecture General Affairs, 1 set
- (2) Time limit of tender: 2:00 p.m., 7 May 2020  
(tenders submitted by mail: 5:15 p.m., 1 May 2020)
- (3) For further information, please contact: Workstyle Reform Group, Administrative Reform and Decentralization Division, Administrative and Financial Reform Subdepartment, General Affairs Department, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan  
TEL 089 912 2229

○公 告

二級建築士試験及び木造建築士試験の施行（令和2年3月6日付け公告）の一部を次のように変更する。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中村時広

3を次のように変更する。

3 受験申込手続

- (1) 郵送による受験申込み

ア 受験申込書は、令和2年3月25日（水）から同年4月13日（月）までの間に、イ(イ)に掲げる提出先に簡易書留郵便で送付すること。ただし、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

イ 受験申込書の請求先及び提出先

- (ア) 請求先

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページからインターネットにより請求  
公益財団法人建築技術教育普及センター受験申込書配布係に、氏名、送付先住所、電話番号、試験種別・区分を明記のうえ、FAXで請求

- (イ) 提出先

公益財団法人建築技術教育普及センター本部  
(〒102-0094東京都千代田区紀尾井町3番6号  
紀尾井町パークビル)

- (2) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、それぞれこれらの試験の申込みに必要な個人情報の使用

について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

令和2年4月13日（月）午前10時から20日（月）午後4時までの間に、公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaic.or.jp/>）において、必要な事項を入力して申し込むこと。

- (3) 受付場所における受験申込み

受付場所における受験申込みは、実施しない。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中村時広

1 入札に付する事項

- (1) 件名

愛媛県警察インターネットシステムの借入れ

- (2) 借入物品名及び数量

愛媛県警察インターネットシステム一式（ハードウェア一式、ソフトウェア一式、業務アプリケーション一式、搬入・据付け・配線・調整等一式を含む。）

- (3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

- (4) 借入期間

令和2年8月1日から令和7年7月31日まで

- (5) 借入場所

入札説明書及び仕様書による。

- (6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、令和2・3・4年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部警務部会計課調度第二係  
〒790 8573  
愛媛県松山市南堀端町2番地2

- 電話 (089)934 0110
- (2) 入札書の受領期限  
令和2年5月14日(木)午後1時30分
- (3) 入札説明書の交付方法  
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所  
令和2年5月14日(木)午後1時30分  
愛媛県警察本部2階 第一会議室
- 4 その他
  - (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
  - (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、提出しなければならない。  
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
  - (4) 事前提出書類の受領期限  
公告の日から令和2年5月7日(木)午後5時15分まで。
  - (5) 納入予定物品申出書の受領期限

- 公告の日から令和2年4月20日(月)午後5時15分まで。
- (6) 入札の無効  
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (7) 契約書作成の要否  
要
- (8) 落札者の決定方法  
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (9) その他  
詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
  - (1) Nature and quantity of the product to be leased: Ehime Police Internet System, 1 set
  - (2) Time limit of tender: 1:30 p.m., 14, May, 2020
  - (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Finance Division, Administration Department, Ehime Prefectural Police Headquarters, 2-2 Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime 790 8573 Japan  
TEL 089 934 0110

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第5号

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月27日

愛媛県公安委員会委員長 曾我部 謙 一

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則

愛媛県警察組織規則(平成17年愛媛県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(広報県民課)</p> <p><b>第23条</b> 広報県民課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p><u>(8) 犯罪被害者支援(犯罪の被害者の被害の回復、安全の確保又は精神的打撃の軽減に資するための警察の施策をいう。)に関する企画、調査及び総合調整に関すること。</u></p> <p><u>(9) 犯罪被害者等給付金に関すること。</u></p> <p><u>(10) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成20年法律第80号)第3条第1項に規定する給付金に関すること。</u></p> <p><u>(11) 国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律(平成28年法律第73号)第3条に規定する国外犯罪被害者慰金等に関すること。</u></p> <p>(警務課)</p> <p><b>第26条</b> 警務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(9) 省略</p>	<p>(広報県民課)</p> <p><b>第23条</b> 広報県民課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) 犯罪被害者支援(犯罪の被害者の被害の回復、安全の確保又は精神的打撃の軽減に資するための警察の施策をいう。)に関する企画、調査及び総合調整に関すること。</p> <p>(9) 犯罪被害者等給付金に関すること。</p> <p>(10) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成20年法律第80号)第3条第1項に規定する給付金に関すること。</p> <p>(11) 国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律(平成28年法律第73号)第3条に規定する国外犯罪被害者慰金等に関すること。</p> <p>(警務課)</p> <p><b>第26条</b> 警務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p><u>(10) 犯罪被害者支援(犯罪の被害者の被害の回復、安全の確保又は精神的打撃の軽減に資するための警察の施策をいう。)に関する企画、調査及び総合調整に関すること。</u></p>

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(厚生課)

**第30条** 厚生課においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(少年課)

**第35条** 少年課においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(3) 省略

(4) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)に関すること(生活環境課の所掌に属するものを除く。)

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(生活環境課)

**第36条** 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(7) 省略

(8) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律のうち、インターネット異性紹介事業の規制等に関すること

(9)・(10) 省略

(サイバー犯罪対策課)

**第36条の2** サイバー犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 省略

(2) インターネットその他の高度情報通信ネットワーク関係事犯の取締りに関すること。

(3) 前号に掲げるもののほか、生活安全部の所掌に属する法令違反の取締りのうち、高度な情報技術を利用する犯罪の取締りに関すること。

(4) 情報技術の利用に伴う犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関すること。

(5) 情報技術の利用に伴う犯罪の予防に関すること。

**第59条** 省略

(犯罪被害者支援室)

**第59条の2** 広報県民課に、犯罪被害者支援室を附置する。

2 犯罪被害者支援室は、第23条第8号から第11号までの事務をつかさどる。

3 犯罪被害者支援室に、室長を置き、警視の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。

(11) 犯罪被害者等給付金に関すること。

(12) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成20年法律第80号)第3条第1項に規定する給付金に関すること。

(13) 国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律(平成28年法律第73号)第3条に規定する国外犯罪被害者慰金等に関すること。

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

(17) 省略

(厚生課)

**第30条** 厚生課においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(3) 省略

(4) 職員の生活相談に関すること。

(5) 省略

(6) 省略

(少年課)

**第35条** 少年課においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(生活環境課)

**第36条** 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(7) 省略

(8) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)に関すること(サイバー犯罪対策課の所掌に属するものを除く。)

(9)・(10) 省略

(サイバー犯罪対策課)

**第36条の2** サイバー犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 省略

(2) サイバー犯罪の取締りに関すること。

(3) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に規定する犯罪の取締りに関すること。

(4) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)に関すること。

**第59条** 省略

4 室長は、上司の命を受け、犯罪被害者支援室の事務を掌理し、  
部下職員を指揮監督する。

( I C T 高度化推進室 )

第60条 省略

( 照会センター )

第61条 省略

第63条 省略

( 落とし物コールセンター )

第63条の2 会計課に、落とし物コールセンターを附置する。

2 落とし物コールセンターは、第28条第6号の事務をつかさどる。

3 落とし物コールセンターに、センター長を置き、警視の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。

4 センター長は、上司の命を受け、落とし物コールセンターの事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

( 薬物・銃器対策室 )

第74条 省略

( 組織犯罪捜査室 )

第75条 組織犯罪対策課に、組織犯罪捜査室を附置する。

2 組織犯罪捜査室は、第41条各号の事務をつかさどる。

3 組織犯罪捜査室に、室長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。

4 室長は、上司の命を受け、組織犯罪捜査室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

( 警察署 )

第79条 省略

2・3 省略

4 警察署に、別表に定める課及び通信室のほか、必要に応じ街頭犯罪対策隊及び組織犯罪対策隊を置く。

5～9 省略

別表 ( 第79条関係 )

警察署名	課名
省略	
愛媛県新居浜警察署、愛媛県今警察署、愛媛県松山西警察署、 愛媛県松山南警察署及び愛媛県宇和島警察署	省略

( I C T 高度化推進室 )

第59条の2 省略

( 照会センター )

第60条 省略

( 犯罪被害者支援室 )

第61条 警務課に、犯罪被害者支援室を附置する。

2 犯罪被害者支援室は、第26条第10号から第13号までの事務をつかさどる。

3 犯罪被害者支援室に、室長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。

4 室長は、上司の命を受け、犯罪被害者支援室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

第63条 省略

( 行政対象暴力対策室 )

第74条 組織犯罪対策課に、行政対象暴力対策室を附置する。

2 行政対象暴力対策室は、第41条第1号及び第3号 ( 行政対象暴力に関するものに限る。 ) の事務をつかさどる。

3 行政対象暴力対策室に、室長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。

4 室長は、上司の命を受け、行政対象暴力対策室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

( 薬物・銃器対策室 )

第75条 省略

( 警察署 )

第79条 省略

2・3 省略

4 警察署に、別表に定める課及び通信室のほか、必要に応じ街頭犯罪対策隊 \_\_\_\_\_ を置く。

5～9 省略

別表 ( 第79条関係 )

警察署名	課名
省略	
愛媛県新居浜警察署、愛媛県今警察署、愛媛県松山西警察署 _____ 及び愛媛県宇和島警察署	省略

		愛媛県松山南警察署	警務課 会計課 留置管理課 生活安全課 地域課 刑事第一課 刑事第二課 交通課 警備課
省略		省略	

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和2年3月27日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
自由民主党愛媛県東温市第一支部	新田 泰 史	大北 榮 二	東温市横河原1350 - 5	令和2年1月14日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
松本崇後援会	藤本 秀 行	大本 雅 代	西条市三津屋388	令和2年2月25日

○愛媛県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和2年3月27日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
自由民主党愛媛県エルピ ーガス支部	高須賀 秀 行	会 計 責 任 者	本 田 拓 也	長 井 伸 弥	令和元年5月28日
国民民主党愛媛県第4区 総支部	白 石 洋 一	主たる事務所の所在地	松山市大手町一丁目1 - 6	八幡浜市江戸岡一丁目1 - 1	令和元年9月2日
		会 計 責 任 者	佐々木 宜 夫	都 築 且	
自由民主党愛媛県支部連 合会	戒 能 潤 之 介	会 計 責 任 者	大 西 誠	渡 部 浩	令和元年9月4日
立憲民主党愛媛県連合	武 内 則 男	主たる事務所の所在地	新居浜市西の土居町二丁目13 - 43	今治市旭町一丁目5 - 4	令和元年9月5日
		会 計 責 任 者	西 原 司	福 田 剛	

自由民主党弓削支部	前 田 省 二	会 計 責 任 者	山 下 正 弘	今 岡 忠	令和元年10月1日
自由民主党今治支部	福 羅 浩 一	会 計 責 任 者	村 上 信 太 郎	矢 野 寿 樹	令和元年10月4日
自由民主党中山支部	武 智 実	主たる事務所の所在地	伊予市中山町中山西78	伊予市中山町中山卯404	令和元年10月25日
		代 表 者	武 智 実	田 中 弘	
		会 計 責 任 者	田 中 弘	井 上 勝 博	
自由民主党愛媛県宇和島市第三支部	赤 松 泰 伸	会 計 責 任 者	細 川 泰	谷 脇 利 夫	令和元年12月30日
自由民主党愛媛県遺族会支部	乗 松 悟	会 計 責 任 者	矢 野 経 子	池 見 健 弼	令和2年2月17日
自由民主党21世紀愛媛をつくる会	白 石 隆	代 表 者	白 石 隆	西 原 純 一	令和2年2月17日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
ながえ孝子サポーターズ愛媛	西 嶋 吉 光	会 計 責 任 者	田 淵 紀 子	永 江 弘 喜	令和2年2月2日

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
全国LPガス政治連盟愛媛県支部	高 須 賀 秀 行	会 計 責 任 者	本 田 拓 也	長 井 伸 弥	令和元年5月28日
愛媛県電気工事工業組合政治連盟	木 村 泰 浩	代 表 者	木 村 泰 浩	越 智 光 孝	令和元年5月31日
		会 計 責 任 者	木 村 泰 浩	越 智 光 孝	
中村一雅後援会	松 木 泰	会 計 責 任 者	小笠原 稔	松 本 計 夫	令和元年10月8日
明日の宇和島を創る会	岡 原 文 彰	政 治 団 体 の 名 称	明日の宇和島を創る会	文彰会	令和元年10月10日
		会 計 責 任 者	本 山 陽 子	井 上 嘉 道	
岡原文彰後援会	川 井 昌 子	会 計 責 任 者	本 山 陽 子	井 上 嘉 道	令和元年10月10日
くろかわ理恵子後援会	黒 川 睦 夫	主たる事務所の所在地	西条市大町679 - 14	西条市大町431 - 6	令和元年11月1日
ふくら浩一後援会	阿 部 克 也	主たる事務所の所在地	今治市別宮町六丁目4 - 19	今治市別宮町六丁目4 - 22	令和2年1月10日
全日本不動産政治連盟愛媛県本部	上 谷 進	会 計 責 任 者	沖 野 錬 太 郎	戸 玉 伸 治	令和2年1月20日
赤松泰伸後援会	和 家 賢 二	会 計 責 任 者	細 川 泰	谷 脇 利 夫	令和2年1月22日
南の風を創る会	赤 松 泰 伸	会 計 責 任 者	細 川 泰	谷 脇 利 夫	令和2年1月22日
新時代戦略研究会	西 岡 新	主たる事務所の所在地	今治市大新田町一丁目2 - 17	今治市郷本町一丁目3 - 40	令和2年1月23日
吉村直城後援会	田 中 秀 典	会 計 責 任 者	福 岡 敬 人	中 田 睦	令和2年1月31日
幸福実現党松山南後援会	水 沼 善	会 計 責 任 者	露 口 礼 子	濱 石 昭	令和2年2月7日
日本遺族政治連盟愛媛県本部	乗 松 悟	会 計 責 任 者	矢 野 経 子	池 見 健 弼	令和2年2月17日

森田浩二後援会	白石 則 廣	主たる事務所の所在地	新居浜市船木甲4681 - 1	新居浜市中秋町 1 - 40	令和2年2月19日
日本第一党愛媛県本部	福 田 智 幸	主たる事務所の所在地	四国中央市中之庄町295 - 2	西条市三津屋南 5 - 27	令和2年2月26日

### ○愛媛県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和2年3月27日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

#### 1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党愛媛県参議院選挙区第二支部	富 永 幸 伸	令和元年10月21日

#### 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
らくさぶろう後援会	富 永 幸 伸	令和元年10月21日
青空えひめの会	西 嶋 吉 光	令和元年12月31日
浅田良治後援会	中 村 守	令和元年12月31日
西岡政則後援会	山 本 義 久	令和元年12月31日
新田さとし後援会	新 田 聡	令和元年12月31日
森達正後援会	芥 川 正	令和元年12月31日
近藤良二と新居浜の未来を考える会	近 藤 良 二	令和2年1月23日
田中みき後援会	田 中 美 紀	令和2年2月10日